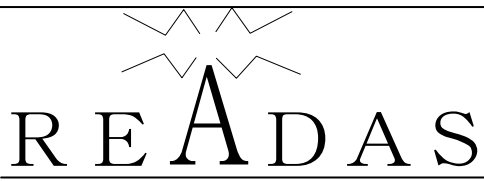


第 5798 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 9月19日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 収益認識会計基準

Q：収益認識会計基準が公表されたそうですが、どのようなものなのですか？

A：次のような内容のものです。

【解説】

収益認識に関する包括的な会計基準は、企業会計原則に「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」とされているものの、収益認識に関する包括的な会計基準はこれまでありませんでした。そこで、企業会計基準委員会において、収益認識に関する会計基準(案)及び同基準の適用指針(案)が取りまとめられ公表されました。

この会計基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益の認識を行うことであり、この原則に従って収益を認識するためには、次の①から⑤のステップが必要としています。

- ①顧客との契約を識別する
- ②契約における履行義務を識別する
- ③取引価格を算定する
- ④契約における履行義務に取引価格を配分する
- ⑤履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

この基準になると、収益の認識時期や金額が大きく変わる可能性もあり、経済界等からは税務への影響を懸念する声が上がっています。

